

5-5					
主題	ショートステイ稼働率の改善				
副題	ショートステイ相談員の配置				
キーワード 1	ショートステイ稼働率	キーワード 2	ショートステイ相談員	研究(実践)期間	48 ヶ月

法人名・事業所名	社福) 大三島育徳会 特別養護老人ホーム博水の郷
発表者(職種)	松沢詩央里(ショートステイ生活相談員)、最首紀子(特養生活相談員)
共同研究(実践)者	三浦寛(相談支援課課長)

電 話	03-5491-0340	FAX	03-5491-0343
-----	--------------	-----	--------------

事業所紹介	世田谷区内で高齢者福祉・介護事業、障害者福祉支援事業を運営している法人である。法人理念は「地域に根ざした社会福祉の実践」。地域を最大のステークホルダーと考え、中間的就労支援事業、生活困窮者への配食サービス、住宅確保要配慮者への居住支援事業などさまざまな地域公益活動に取り組んでいる。特別養護老人ホーム「博水の郷」にある18床のショートステイ(以下、SSという)は併設ユニット型の専用フロアと90床ある特養の空床利用で運営している。世田谷区高齢者緊急一時宿泊事業の委託施設として登録されている。
-------	--

《1. 研究(実践)前の状況と課題》

令和4年度東京23区内の平均稼働率は特養91%、SS75%であった(*1)。稼働率が低下した理由は、①「新型コロナウイルスの影響」88.8%、②「利用者が減少した」37.5%、③「新規利用者の減少はないが、特養入所や他の自宅サービス利用の増加による減少」28.5%、が上位3つであった。①は当然にしても、②③が主な理由となるのか検討が必要だと考えた。②は①による影響を含んでいる可能性を否定できない。③は令和3年10月1日からの1年間に都内には10施設が新設された(*2)ので、地域によっては影響があるかもしれない。いずれにしても、稼働率が下がる理由としては説得力に欠けると考えた。そこで、ベッドコントロールを行う生活相談員(以下、相談員という)の人数と仕事量に注目した。国の人員配置基準では、特養の生活相談員は「入所者100名に対して常勤1名」とされている。専従要件もなく施設長または施設ケアマネジャーとの兼務も認められている。生活相談員の配置人数は都内の特養の平均で2.2人である(*3)。本施設では令和3年3月まで特養の定員90人に対して2人を配置していた。それぞれがケアマネ兼務である。利用者家族対応、利用者の受診・入院対応、ケアマネジメント業務、毎月の請求業務などにより、ベッドコントロールにかけられる時間は限られていた。

そこで、SS担当の相談員を増員配置し、稼働率に変化が生ずるかを検討した。

SS稼働率低下の理由が②③であれば、SS専属相談員の配置は稼働率に変化をもたらさないからである。

(*1)「令和5年度 東京都内特別養護老人ホーム入所待機者に関する実態調査」

(*2) 東京都高齢者福祉施設協議会による「東京都福祉保健局ホームページ」の調査

(*3) 東京都高齢者福祉施設協議会

《2. 研究(実践)の目的ならびに仮説》

<目的> ショートステイ稼働率の改善

<仮説> 令和3年4月から介護職員をSS担当相談員に配置転換、生活相談員を3名体制とした。SS専用フロアに加えて特養の空床利用にも注力した。介護職をはじめ、看護職、

管理栄養士など多職種と相互理解を深め、特養と同様にベッドコントロールを重要業務とするための意識の共有を図った。以上により目的を達成できると考えた。

《3. 具体的な取り組みの内容》

- (1) SS 担当相談員の配置
- (2) 退所者、入院者を見越した空床利用の積極活用と入所希望者のお試し利用促進
- (3) 居宅ケアマネジャー、協力病院、近隣病院への営業
- (4) 緊急ショートステイの積極的な受け入れ
- (5) ホームページ上で空き状況を公表
- (6) 送迎対応のドライバー確保（デイ兼任）し、送迎範囲を拡大

《4. 取り組みの結果》

【博水の郷の年間稼働率】

令和2年度	特養 92.1%	SS 102.3%	全体 93.7%
令和3年度	特養 93.3%	SS 114.0%	全体 96.6%
令和4年度	特養 90.6%	SS 110.9%	全体 93.9%
令和5年度	特養 91.0%	SS 123.6%	全体 96.4%

令和2年度と比較して、令和3年度は稼働率が12.3%上昇した。令和4年度は毎月のように入所者と職員からコロナ陽性者が発生し、特養の新規入所とSS入所を慎重にせざるを得なかった。令和5年度はようやくコロナウィルスの脅威が薄れ、積極的にSS受け入れを進めた。緊急SSや虐待ケースの受け入れも含めた新規利用者は年度で105名。空床利用を含めたSSの稼働率は123.6%を達成した。SS担当相談員の給与を差し引いても事業活動収支が約1,500万円増加した。

《5. 考察、まとめ》

SS担当相談員を配置し、上記3の(2)(3)(4)(5)に取り組むことにより稼働率の改善が実現した。現行の国の人員配置基準では、年間休日105日を確保するとその間は施設に生活相談員が不在となる。本施設の場合は123日間不在である。最低2人体制が必要となるが、それでも緊急SSへの対応、特養入退所業務に追われ、ベッドコントロールが追い付かない。ショート稼働率を上げるためには担当相談員を配置させることが有効であることが明らかになった。

《6. 倫理的配慮に関する事項》

なお、本研究(実践)発表を行うにあたり、ご本人(ご家族)に口頭にて確認をし、本発表以外では使用しないこと、それにより不利益を被ることはないことを説明し、回答をもって同意を得たこととした。

《7. 参考文献》

- ・令和4年介護サービス施設・事業所調査の概況（厚生労働省） 2024年5月
- ・令和5年度東京都内特別養護老人ホーム入所（居）待機者に関する実態調査 2024年5月

《8. 提案と発信》

生活相談員の配置基準を入所者100名に対して1名を50名に対して1名に見なおしする必要がある。加えて、生活相談員を加配した場合の新加算の創設を要望する。